

加古川市町内会等活動支援環境整備事業補助金のご案内

町内会・自治会（以下「町内会等」という。）が、安全かつ効率的に地域活動に取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症対策のための環境整備事業にかかる経費に対して補助金を交付します。

1. 申請期限 令和4年2月28日（月）まで
2. 対象団体 加古川市町内会連合会に加入している町内会等
3. 実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に実施・完了した事業

4. 対象経費

（1）集会施設において新型コロナウイルス感染症対策の環境整備に係る経費

- ・ 空気清浄機の購入及び設置に係る経費
- ・ 扇風機の購入及び設置に係る経費
- ・ 会議用アクリル板の購入に係る経費
- ・ 換気機能又は空気清浄機能付き空調設備の設置に係る経費
- ・ 換気扇、換気用小窓、窓枠等の設置に係る経費
- ・ 網戸の取り付け及び張替えに係る経費
- ・ 非接触型水栓の設置に係る経費
- ・ 除菌加工に係る経費
- ・ その他市長が必要と認めたもの



（2）広報活動等の拠点において情報通信技術（ICT）が活用できる環境整備に係る経費

- ・ インターネット環境及び Wi-Fi 環境の整備に係る経費
- ・ パソコン、タブレット端末、スマートフォン端末等の購入に係る経費
- ・ オンライン会議用のモニターの購入及び設置に係る経費
- ・ ウェブカメラの購入に係る経費
- ・ スキャナーの購入に係る経費
- ・ デジタルサイネージの購入及び設置に係る経費
- ・ 情報伝達用アプリケーションソフトウェアの導入に係る経費
- ・ その他市長が必要と認めたもの



〔次のような経費は対象外となります〕

- 空調機器、デジタル機器使用に係る電気代
- インターネット、Wi-Fiの通信料及び基本使用料などのランニングコスト
- 消耗品費（消毒液、マスクの購入費など）

※ 対象経費であっても、支払いを分割して行う場合は対象外となります。

5. 補助率及び補助上限額

- ・ 補助率 10/10 (1,000 円未満の端数は切り捨てとなります。)
- ・ 補助上限額 20 万円

6. 手続きの流れ

町内会等	市
①補助金交付申請書の提出 [作成・提出するもの] ア. 補助金交付申請書 (様式第 1 号) イ. 事業の見積明細書等の写し ウ. 事業に係る平面図 【※ 1】 エ. その他市長が必要と認める書類	
	②交付決定 (審査・通知送付)
③事業の実施 【※ 2】 備品購入、備品設置、工事等	
④事業完了届の提出 [作成・提出するもの] ア. 完了届 (様式第 7 号) イ. 事業に係る領収書 (原本) ウ. 事業の契約書又は発注書等の写し エ. 事業に係る写真 【※ 3】 オ. その他市長が必要と認める書類	
	⑤補助額の確定 (審査・通知送付)
⑥補助金請求書の提出 [作成・提出するもの] ア. 補助金請求書 (様式第 9 号)	
	⑦補助金の交付 (振込)

※ 1 集会施設に係る事業をした場合のみ必要。工事個所や設置個所が分かる平面図。

※ 2 交付決定後に事業内容が変更になった場合は、事業変更申請書 (様式第 4 号) の提出が必要となります。

※ 3 工事をした場合は施工部分の新旧の判るもの。備品については購入した物。

7. その他

- (1) 複数の集会施設を所有している場合で、複数の集会施設に事業を実施する場合
- ・ 加入世帯数が 500 を超える町内会等が実施する補助事業が対象
 - ・ 2 施設目以降の事業にかかる補助上限額は 10 万円

加入世帯数	1 施設目に対する事業	2 施設目以降に対する事業
500 世帯以下	対象 (補助上限額：20 万円)	対象外
501 世帯以上	対象 (補助上限額：20 万円)	対象 (補助上限額：10 万円)

- (2) 複数の町内会等が協力して補助事業を実施する場合
- ・ 複数の町内会等が協力して 1 つの集会施設に対して補助事業を実施する場合、その施設に対して行う事業に対する補助上限額は 20 万円となります。
 - ・ 複数の町内会等が協力して事業を実施する場合でも、それぞれの団体ごとに申請してください。

【例】集会施設 (X) に対して、A 町内会・B 町内会が協力して事業実施する場合

A が支払う経費	B が支払う経費	A・B の経費計	補助額
10 万円	10 万円	20 万円	A：10 万円 B：10 万円 (※4)
15 万円	10 万円	25 万円	A：12 万円 B：8 万円 (※5、6)

※4 1 団体当たりの補助上限額は 20 万円のため、集会施設以外の広報活動等の拠点において、情報通信技術 (ICT) を活用できる環境整備事業を実施した場合、A・B ともに、あと 10 万円の補助金の交付を受けることが可能です。

※5 1 施設に対する事業経費が 20 万円を超える場合、補助額は上限の 20 万円となります。この場合、補助額の按分については A・B で事前に協議しておいてください。

※6 この例の場合であれば、集会施設以外の広報活動等の拠点において、情報通信技術 (ICT) を活用できる環境整備事業を実施した場合、A はあと 8 万円・B はあと 12 万円の補助金の交付を受けることが可能です。

8. こんな場合は？（Q & A）

（1）申請前に空気清浄機を購入しましたが、補助の対象となりますか。

この補助金は、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に実施・完了した事業が対象となります。申請前であっても、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に実施・完了していれば、補助の対象となります。

なお、申請等の手続きには、領収書の原本が必要となります。

（2）完了届の提出は、年度をまたいでも大丈夫ですか。

令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に実施・完了した事業が対象となります。完了届は、令和3年度中（令和4年3月31日まで）に提出してください。

（3）広報活動等の拠点とは何ですか。

町内会等が所有（管理）する集会施設のほか、町内会長や町内会の広報担当者といった役員の方の自宅など、広報活動や会合などの活動を行うための場所としていますが、あくまで個人ではなく町内会等を対象として補助を行うものですので、役員交代時などに引継ぎを行うことが可能な内容としてください。

（4）費用を分割で支払うこととしましたが、補助金の対象となりますか。

工事代金及び備品購入代金を分割払いにした場合は、補助の対象外となります。

（5）マスクやアルコール消毒液、ペーパータオルなどの消耗品の費用は対象になりますか。

消耗品購入費用は、補助の対象外となります。

（6）空気清浄機とタブレット端末の購入を検討していますが、対象経費となりますか。

補助の対象経費となります。

補助対象事業は、「換気機能の強化などにかかる環境整備」と「情報通信技術（ICT）の活用できる環境整備」の2つに分類されていますが、どちらの事業を実施するかは町内会等が選択できます。また、補助上限額の範囲内であれば、両方の事業を実施することも可能です。

(7) 広報活動等の拠点である町内会等の役員宅に、インターネット環境及び Wi-Fi 環境を整備する際、町内会活動でしか使わないといった誓約書のようなものは必要ですか。

特に誓約書のようなものは求めていませんが、町内会活動の用に供することとさせていただきます。また、町内会等の役員宅において事業を実施する場合は、ポータブルタイプのものとするなど、役員交代に伴い引継ぎを行う必要があります。

(8) 令和3年度に「集会所整備事業補助金」を活用して空調設備の工事をしましたが、当該事業で空気清浄機を購入する場合は、対象になりますか？

補助の対象となります。

(9) Wi-Fi 等の使用に必要な継続的な費用（基本料金、電気代など）は、対象経費に含まれますか。

空気清浄機やデジタル機器を使用するための電気代や、インターネット接続のための基本使用料や通信料などのランニングコストは、補助の対象外となります。

(10) 申請時に添付する「平面図」とはどのようなものですか。

集会施設の平面図に、工事個所や設置（管理）箇所を記載して申請時に添付していただきます。工事個所や設置（管理）箇所を把握するためであり、測量等による正確な図面である必要はありません。

(11) 申請時に添付する「事業の見積書等の写し」とは具体的にどのようなものですか。

工事や備品購入にかかる見積書のほか、家電量販店などのチラシやオンラインストアの購入画面を印刷したものなど、購入する備品とその値段が分かるものを添付してください。既に、備品等を購入している場合には、購入した備品とその値段が分かる領収書を添付してください。

(12) 申請していた物と違う物を購入してしまいました。補助の対象となりますか。

補助金交付決定後、実施する事業の内容が変更となる場合には、事業変更申請書（様式第4号）の提出が必要となります。

(13) 購入した備品の管理はどうすればいいですか。

町内会等で備品管理台帳を作成していただき、設置日及び設置個所など備品を適切に管理するとともに、廃棄した場合にも、廃棄理由及び廃棄時期を管理していただく必要があります。

なお、各団体が実施された事業の内容については、市のホームページにおいて公表する予定です。

(14) 今年度中の事業であり、同一施設にかかる経費であれば補助上限額の 20 万円に達するまで、複数回にわたって申請してもいいですか。

補助事業完了届の提出後の追加申請はできません。補助事業完了届を提出する前であれば、事業変更申請書（様式第 4 号）により事業内容を変更することは可能です。

(15) 集会施設を 2 つ所有しており、2 つともに事業を実施したいのですが、補助の対象となりますか。

2 つ以上の集会施設を所有している場合、町内会等の加入世帯数が 500 世帯を超える町内会等については、2 つ目以降の施設に対して実施した事業も補助対象となります。ただし、2 つ目以降の施設に対する補助上限額は 10 万円となります。

(16) マンションの集会施設について、集会に使うとき以外は住民が自由に使える会議室であるが、補助の対象となりますか。

専ら町内会等が集会の用に供する場合は、補助の対象となります。なお、補助事業により設置した備品等については、町内会等により適切に管理してください。

【問合せ先】

加古川市 市民活動推進課 地域コミュニティ係
(加古川市役所 新館 3 階)
〒675-8501
加古川市加古川町北在家 2000 番
TEL : 079-427-9195 (直通)
FAX : 079-441-7161